

【件名】 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発令に伴う臨時休業中における校庭の開放について

【本文】

指扇小学校保護者様

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた臨時休業に対し、御理解御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、この度、児童生徒の健康保持の観点から運動する機会を確保するため、臨時休業中の市立小・中学校の校庭を下記のとおり開放いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の状況等に応じて、変更することがございますので、御承知おきください。

記

1 期間

4月10日（木）から5月6日（水）までの土・日曜日、祝日を含む毎日

2 時間

午前8時15分から午後4時00分まで

3 対象者

本校に在籍する児童・生徒（付添いの保護者を含む）

4 注意事項

(1) 毎日検温していただき、風邪症状（のどの痛みだけ、咳だけ、発熱だけなど軽いものを含む）がある場合は利用を禁止とします。

(2) 利用する際はマスクを着用するか、咳エチケットのためのハンカチ、ティッシュ等を持参し、帰宅後は手洗いうがいを励行するなど、感染症対策をお願いします。また、水分補給のため、水筒持参等について御配慮ください。

(3) 利用する際は、人と人とがなるべく密集しないようにすること、けが等のないよう十分注意することを、保護者様がお子様にご指導ください。また、時間を決めて利用させるなど、長時間の利用とならないよう御配慮ください。

(4) 接触感染と事故防止のため、遊具・鉄棒などの使用を禁止します。

(5) 学校預かりの児童と異なり、来校・帰宅時及び使用中の事故や怪我等につきましては、スポーツ振興センターの対象となりません。怪我の防止や交通安全等について、保護者より十分ご指導いただきますとともに、保護者の責任のもとに御利用ください。

(6) この期間は、自転車での来校は禁止とします。

(7) 水分補給のための水筒持参を可としますが、それ以外の学校敷地内での飲食は禁止いたします。

(8) 野球やサッカーの試合等、周囲に危険が及ぶような遊びは禁止とします。

(9) その他、臨時的に利用を制限させていただく場合も考えられますので、ご承知おきください。

以上となります。よろしく願いいたします。

指扇小学校校長 青木 貴